

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

佐賀厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年8月6日に支給された賞与において、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を31万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成19年12月17日に支給された賞与において、36万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年夏頃
② 平成19年12月

A事業所から平成19年夏頃及び同年12月に賞与を支給されたが、国(厚生労働省)の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がない。私が保管している給料支払明細書にも、賞与から厚生年金保険料が控除されているので標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書及びA事業所の事業主の子息が保管する同事業所の申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成19年に支給された賞与額がそれぞれ31万円(19年夏)、37万円(19年12月)であることが確認できる。

また、申立期間①については、上記の給料支払明細書と所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額(31万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記の給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から確認できる保険料控除額から、36万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間における賞与の支給日について、上記の給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳のいずれも記載は無く不明であるものの、同僚が保管する預金通帳から確認できる申立期間における賞与の一部を預け入れた日から、申立期間①については、平成19年8月6日、申立期間②については、同年12月17日とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡し、事業所は廃止されているため確認することはできないが、申立期間において申立人と同様にA事業所から賞与を受けたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和54年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月4日から同年2月4日まで

昭和51年4月1日にA社に入社し、その後54年1月に同社D支店からE支店に異動したが、同社には昭和57年3月31日まで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和54年1月4日から同年2月4日まで空白期間となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和54年1月4日に同社D支店から同社E支店(厚生年金保険の適用事業所名:C支店)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から5年7月まで

平成2年6月に会社を退職したので、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は同市役所の窓口で元妻の分と合わせて現金で納付していた。また、社会保険庁（当時）の記録では、平成5年4月から同年7月までの国民年金保険料について、免除申請を行った記憶はないのに免除期間とされている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、社会保険庁の記録では申立期間が未加入期間、未納期間あるいは免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していたと申し立てているが、申立期間に係る元妻の国民年金保険料納付記録は平成2年6月から5年3月までの期間は未納となっており、5年4月から同年7月までの期間は申立人と同じく国民年金保険料が免除となっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は38か月と比較的長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び未納期間が散見されるなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 498

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年6月まで

20歳の時は学生でしたが、母に勧められ、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、1年分の保険料を納付して国民年金手帳を受け取った。

しかし、年金加入記録確認票を確認したところ、国民年金加入直後の1年分が未納期間となっているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号直後の被保険者の任意加入年月日により、昭和52年10月に払い出されたことが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A町の被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は、昭和52年10月26日付けで申立期間直後の50年7月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年10月までの期間及び56年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年10月まで
② 昭和56年4月から60年3月まで

申立期間について、国民年金の未加入期間とされているが、会社を退職した都度、父が国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間当時、居住していた地区の婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、母又は実家の事務員が、毎月、婦人会の役員を通じて保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の直後の被保険者の加入年月日及び保険料納付年月日により、昭和61年10月にA町（現在は、B町）で払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金の最初の被保険者となった日は、昭和61年9月19日と記載されている。

さらに、オンライン記録により、申立期間は、国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 11 日から平成 7 年 7 月 1 日まで
昭和 59 年頃から 3 年間ほど、A社に雇われて働いた。それ以降、B職種、C職種として、平成 9 年まで同社に勤務した。一緒に勤務した同僚も覚えている。

厚生年金保険に加入していたのは退職する直前の 2 年間のみで、昭和 59 年 4 月から平成 7 年 7 月までの期間、厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び同僚の供述並びに申立人の雇用保険の記録により、申立人が昭和 59 年 4 月 11 日から平成 9 年 6 月 30 日までの期間、A社に勤務したことは確認できる。

しかしながら、申立人がA社の従業員として一緒に働いたと記憶している同僚二人は、雇用保険の記録により、申立期間以前から同社に勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録によると、当該同僚二人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、いずれも申立人と同日（平成 7 年 7 月 1 日）であることが確認できる。

また、D保険組合E事務所は、「平成 7 年 7 月に調査があり、申立人等については、それまで日雇労働者だったものを、常用労働者として扱うよう指導され、併せて、日雇及び常用を問わず従業員を厚生年金保険に加入させるようにとの指導を受けた旨の記録が残っている。」と供述している。

さらに、申立人が従業員として一緒に働いていたと記憶している先述の同僚二人とは別の同僚は、「昭和 56 年頃からA社で働いていたが、厚生年金保険

に加入させてくれるように3年間以上も依頼し続けて、ようやく昭和60年に厚生年金保険に加入できた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同氏の厚生年金保険の資格取得日は、同氏の供述のとおり、昭和60年10月1日となっていることが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社の取締役は、「申立人は、昭和58年からF職種として働き始めた。申立期間当時、厚生年金保険に加入させていたのは、G職員などといった職種であり、B職種、C職種、F職種などの従業員については厚生年金保険には加入させなかった。申立期間当時、D保険組合に加入していても、厚生年金保険に加入していない者はたくさんいた。」と供述している。

また、A社は、既に廃業しており、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。